

西脇市立学校学習環境規模適正化検討会議条例

(設置)

第1条 西脇市立小学校及び西脇市立中学校（以下「小中学校」という。）の学習環境規模の適正化について検討するため、西脇市立学校学習環境規模適正化検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 小中学校の学校規模の適正化に関すること。
- (2) 小中学校の適正配置に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討会議は、委員20人以内で組織する。

2 検討会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

(委員及び専門委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 学校関係者
- (4) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項に規定する小学校就学前子どもの保護者
- (5) 公募による市民
- (6) その他市長が特に必要と認める者

2 専門委員は、専門の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 検討会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長にともに事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 検討会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 検討会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 検討会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 検討会議に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理する。

7 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(意見の聴取等)

第9条 会長及び部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 検討会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。